

横浜市パーキング・パーミット制度 (横浜市障害者等用駐車区画利用証制度) を開始します ～インクルーシブなまちを目指して～

車いす使用者をはじめとした、歩行が困難な方や移動の際に配慮が必要な方のために設置されている車いす使用者用駐車区画の適正利用を推進するため、県内では初めてとなる横浜市パーキング・パーミット制度（横浜市障害者等用駐車区画利用証制度）を導入いたします。

1 制度概要

特定の要件を満たすご本人またはご家族からの申請に対して、横浜市から利用証を発行します。この利用証を車いす使用者用駐車区画に駐車する際、ルームミラーなどへ掲げていただくことで、安心して駐車できるようにするとともに、適正な利用を促進する制度です。

※利用証を掲示することにより、車いす使用者用駐車区画に必ず駐車できることを保証するものではありません。

利用イメージ
(ルームミラーにかける)



利用証イメージ



障害者・高齢者等を対象とした無期限のもの

妊産婦・けが人等を対象とした有期限のもの

2 利用証の交付対象者

歩行が困難な方や移動の際に配慮が必要な方のうち、次の方

対象者	要件	利用証の種類
高齢者	要介護認定者	無期限の利用証
障害者（身体・精神・知的）	等級による	
難病患者	受給者証の取得者（小児を含む）	
妊産婦	母子手帳取得時から産後1年まで	有期限の利用証
けが人	医師の診断書による	

3 利用証申請の受付開始日

令和6年7月1日（月）から申請受付を開始

4 利用証の申請方法

以下のフォームによる電子申請又は郵送による申請とし、身体障害者手帳や診断書の写しなど必要書類を確認のうえ、利用証を申請者に郵送します。

（申請受理から発送まで2週間程度を予定していますが、申請状況により、時間を要する場合があります。）

<電子申請フォーム>



申請の受付は7月1日から開始です

<郵送申請方法>

下記の郵送申請先まで必要書類を郵送してください。

（封筒及び郵送料は自己負担となります。）

◇必要書類

①交付申請書 ②要件を満たすことが確認できる書類

◇郵送先

〒231-0005

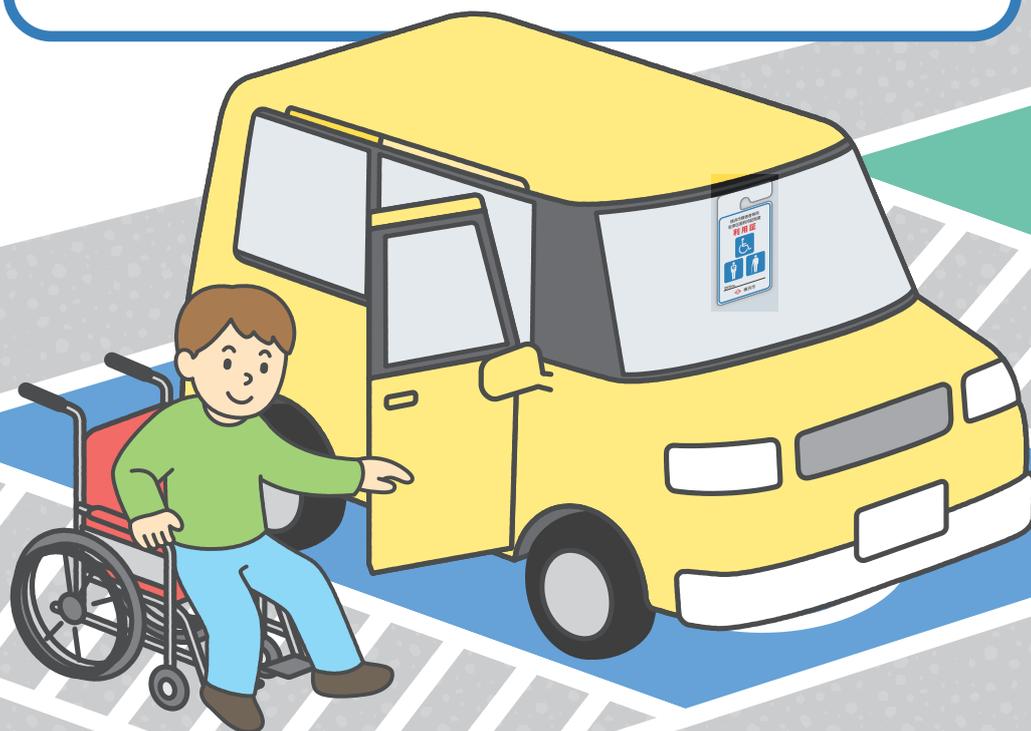
横浜市中区本町6丁目50番地の10

健康福祉局福祉保健課 利用証制度担当 宛

お問合せ先
健康福祉局 福祉保健センター担当課長 工藤 恵子 Tel 045-671-3563

＼ インクルーシブなまちを目指して /

横浜市 パーキング・パーミット制度が はじまります!



配慮が必要な方があんしんして停められます

利用証は
2種類あります

駐車の際に
車のルームミラー等に
掲げて使用します。

有効期限
なし



有効期限
あり
一時的に
歩行が困難な方用



制度の詳細や交付申請書は、
本市ホームページをご覧ください。

横浜市 パーミット



詳しい申請方法は裏面へ

「横浜市パーキング・パーミット制度」について

(横浜市障害者等用駐車区画利用証制度)

横浜市内に在住の歩行が困難または移動に配慮が必要な方で、下記の条件を満たす方に利用証を交付します。

区分	等級など	申請の際に必要な書類	利用証の有効期限	
身体障害者	視覚障害	1級～4級	身体障害者手帳の写し (住所、障害等級などが確認できるページ)	
	聴覚障害	聴覚障害		2級・3級
		平衡機能障害		3級・5級
	肢体不自由	上肢		1級・2級
		下肢		1級～6級
		体幹		1級～5級
	脳原性運動機能障害	上肢機能		1級・2級
移動機能		1級～6級		
内部障害(免疫機能障害含む)	1級～4級			
知的障害者	A1・A2	療育手帳の写し (住所、障害程度の欄などが確認できるページ)	対象者としての基準に該当しなくなるまで(無期限)	
精神障害者	1級	精神障害者手帳の写し (住所、障害等級などが確認できるページ)		
高齢者等	要介護1～5	介護保険被保険者証の写し (住所、要介護度が確認できるページ)		
難病患者	特定疾患医療受給者、 特定医療費(指定難病)受給者、 小児慢性特定疾病医療受給者	次に掲げるいずれかの写し(住所などが確認できるページ) ●特定疾患医療受給者証 ●指定難病医療受給者証 ●小児慢性特定疾病医療受給者証		
その他の対象者	上記の障害等級等に該当しない者	上記の各写しに加えて、歩行が困難または移動に配慮が必要であることが確認できる医師の診断書もしくは意見書等の写し		
妊産婦(出産後は乳児同伴時に限る)		母子健康手帳の写し (住所及び出産(分娩)予定日の記載があるページ)	母子手帳取得時～産後1年	
けが人等(車いす、杖使用者など移動に配慮が必要な者)		次に掲げる全て ●医師の診断書若しくは意見書等の写し(3ヶ月以内のもの) ●本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード等)の写し	市が必要と認める期間(原則1年以内)	

申請方法

交付申請書(ホームページからダウンロードまたは区役所で配布)に、必要な添付書類を添えて、**電子申請** または **郵送申請** をすることができます。

ご家族など代理で申請する場合には、代理人の本人確認書類が必要です。

申請の受付は7月1日から開始です



郵送申請

下記の郵送申請先まで必要書類を郵送してください。
封筒及び郵送料は自己負担となります。

〒231-0005
横浜市中区本町6丁目50番地の10
健康福祉局福祉保健課 利用証制度担当 宛



電子申請

横浜市電子申請システムで、受け付けています。



申請先の確認など

制度の詳細や交付申請書は、
本市ホームページをご覧ください。

横浜市 パーミット



お問合せ

横浜市役所健康福祉局福祉保健課 TEL:045-671-2443 FAX:045-664-3622